

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和34年4月にA社に入社し、その後、新工場として38年4月に立ち上げられたグループ会社のC社に一時出向したことはあるが、継続して勤務していたので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間から欠落していることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書及び同僚の記憶により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年5月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和36年4月にA社に入社し、その後、新工場として38年4月に立ち上げられたグループ会社のC社に一時出向したことはあるが、継続して勤務していたので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間から欠落していることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書及び同僚の記憶により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年5月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和37年4月にA社に入社し、その後、新工場として38年4月に立ち上げられたグループ会社のC社に一時出向したことはあるが、継続して勤務していたので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間から欠落していることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書及び同僚の記憶により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年5月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における資格喪失日に係る記録を同年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 42 年 7 月 1 日から同年 7 月 21 日まで

申立期間①について、私は、昭和 37 年 4 月に A 社に入社し、その後、新工場として 38 年 4 月に立ち上げられたグループ会社の C 社に一時出向したことはあるが、継続して勤務していたので、申立期間①が厚生年金保険被保険者期間から欠落していることに納得ができない。

また、申立期間②について、私は、昭和 39 年 11 月 1 日に C 社の出向から A 社（本社工場）に戻った後、42 年 7 月 21 日に同社を退職した。現在、同社における厚生年金保険被保険者期間は 32 月となっているが、給与支給日が 21 日であったため、給与から 42 年 7 月分の厚生年金保険料も控除されていたと考えられるので、退職月である申立期間②も被保険者期間に含め、33 月に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B 社から提出された回答書及び同僚の記憶により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 38 年 5 月 1 日に A 社から C 社に出向）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭

和 38 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 38 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、B 社から提出された前述の回答書及び申立人に係る退職金計算書により、申立人は昭和 42 年 7 月 20 日まで A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社では、厚生年金保険料の控除方法について翌月控除としていることから、昭和 42 年 7 月に支給された給与から控除された厚生年金保険料は、同年 6 月分と考えられる。

また、仮に、退職月である昭和 42 年 7 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除された場合においても、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、厚生年金保険被保険者期間は月を単位とし、被保険者資格を取得した月から喪失した月の前月までとする旨規定されている上、前述のとおり、申立人は同年 7 月 20 日に A 社を退職していることが確認できることから、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、父が納付していたはずである。父は亡くなっており詳細は分からないが、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付に關与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料を納付していたとする申立人の父は既に死亡していることから、申立期間の国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳、申立人に係る特殊台帳及びオンライン記録では、いずれも申立期間は未加入期間として記録されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月ごろから 21 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 4 月ごろに A 社 B 工場に入社したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者記録によれば、申立人は、C 社 B 工場において、昭和 21 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同社同工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、その所在地は、申立人が A 社 B 工場の所在地と記憶している「D 市（現在は、E 市）F 町」と一致する上、C 社 B 工場に勤務していた同僚の中には、「A 社が社名変更して C 社となった。」、「B 工場は、戦時中に軍需工場の疎開工場として設けられた。」と記憶している者が存在するほか、申立人自身の戦時中の D 市における具体的な記憶からすると、時期については特定できないものの、申立人は、戦時中から A 社 B 工場に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については、C 社 B 工場は既に閉鎖しており、同社同工場に勤務していた同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人が A 社 B 工場の所在地とする「D 市 F 町」を管轄する社会保険事務所（当時）には、「A 社 B 工場」に係る厚生年金保険の適用事業所の記録は無い。

さらに、C 社 B 工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿並びに同

社同工場における申立人及び同僚に係る厚生年金保険被保険者手帳索引票によれば、同社同工場において、従業員が初めて厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、申立人と同じく昭和21年6月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 738 (事案 62 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年8月1日まで
② 昭和28年12月29日から30年10月1日まで

私は、昭和27年4月1日から30年9月30日までA社に勤務していたにもかかわらず、この間の厚生年金保険被保険者期間が、28年8月1日から同年12月29日までの4か月となっていることには納得ができない。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたとするA社B支店等の所在地を管轄する社会保険事務所(当時)には、同社同支店等が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無いこと、ii) 同社C支店において、申立人を含む多数の従業員が昭和28年8月1日に被保険者資格を取得し、同年12月29日に喪失していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①については、今回の申立てに当たり、申立人は、厚生年金保険被保険者証を提出しているところ、同被保険者証の資格取得日欄には、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票の記録と同じく、昭和28年8月1日と記載されることが確認でき、同日以前に厚生年金保険被保険者資格を取得したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、今回の申立てに当たり、申立人は、撮影年月日の記載は無いものの、景気の良かった昭和29年夏ごろにA社D支店の同僚とともに撮影したとする写真(2枚)を提出しているところ、新たに連絡が取れ

た同僚の中には、i) 28 年 12 月ごろから、会社の経営状態が悪化したことを具体的に記憶している者が存在すること、ii) 同社D支店の上部支店である同社C支店は、同年 12 月か 29 年 4 月に閉鎖したと記憶している者が存在することなどから、当該写真を撮影した時期が、申立人の主張する 29 年夏ごろとは考え難い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。